

藤沢市立学校教員の懲戒処分について

1 職員

藤沢市立大庭小学校教諭（45歳、男性）

2 事案の概要

平成24年4月から平成25年1月頃までの間、担任クラスの男子児童10名に対し、延べ37回から42回の体罰を加えた。

- ・平成24年6月頃、勤務校教室で、授業中、問題が解けない児童1名を指導した際、右平手で当該児童の頭頂部を1回叩いた。
- ・平成24年5月頃、当該教室で、授業中、私語等をしていた児童1名を指導した際、右平手で当該児童の額を1回叩く行為を3度行った。
- ・平成24年6月頃、当該教室で、授業中、説明を聞いていなかった児童1名を指導した際、右平手で当該児童の額を4～5回叩いた。
- ・平成24年5月、平成24年6月及び平成24年9月、当該教室等で、暴れていた児童1名を指導した際、右平手で当該児童の頭頂部を1回叩く行為を月に2～3度行った。
- ・平成24年4月から平成25年1月頃までの間、当該教室で、私語をしていた児童1名を指導した際、右平手で当該児童の頭頂部を1回叩く行為を2～3度行った。
- ・平成24年9月から平成24年11月までの間、他の児童に乱暴を振るう等した児童3名を指導した際、右平手で当該児童3名の頭頂部を各1回叩く行為を4度行った。

この他にも授業への参加態度がよくなかった、他の児童に乱暴な行為をしていた等の児童を指導する際に、右平手で当該児童の頭頂部または頭部を6度にわたり、計9回叩いた。

いずれも平手で児童の頭部を叩く行為であり、児童にけがはなかった。

また、当該教諭は、いずれについても、管理職への報告を行わなかった。

3 発覚の経緯

当該校が3学期に実施した学校評価のアンケート調査時に保護者から「児童が体罰にあっている。」という指摘を受け発覚。また「部活動及び学校生活全般における体罰の事態把握に関する緊急調査」において、当該教諭の体罰について、回答があった。

4 事故後の状況

- 平成25年2月12日（火）以降、校長は、当該教諭から事情聴取
- 同日、当該教諭は、被害児童の保護者に謝罪
- 2月13日（水）、当該教諭は、被害児童に謝罪
- 3月21日（木）、校長は、市教委に事故を報告
- 4月16日（火）、市教委は、県教委に事故の一報
- 7月23日（火）市教委は、県教委に事故報告書を提出
- 同日、県教委は、当該教諭等から事情聴取

5 処分程度・理由

「減給3月」

体罰を厳に禁止している学校教育法に違反して、口頭により指導を行えば足りるにもかかわらず、児童に繰り返し体罰を加え、また、管理職への報告を行わなかったことは、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日 平成25年9月5日
根拠法規 地方公務員法第29条